

# 公正競争WG 第3回事業者ヒアリング資料

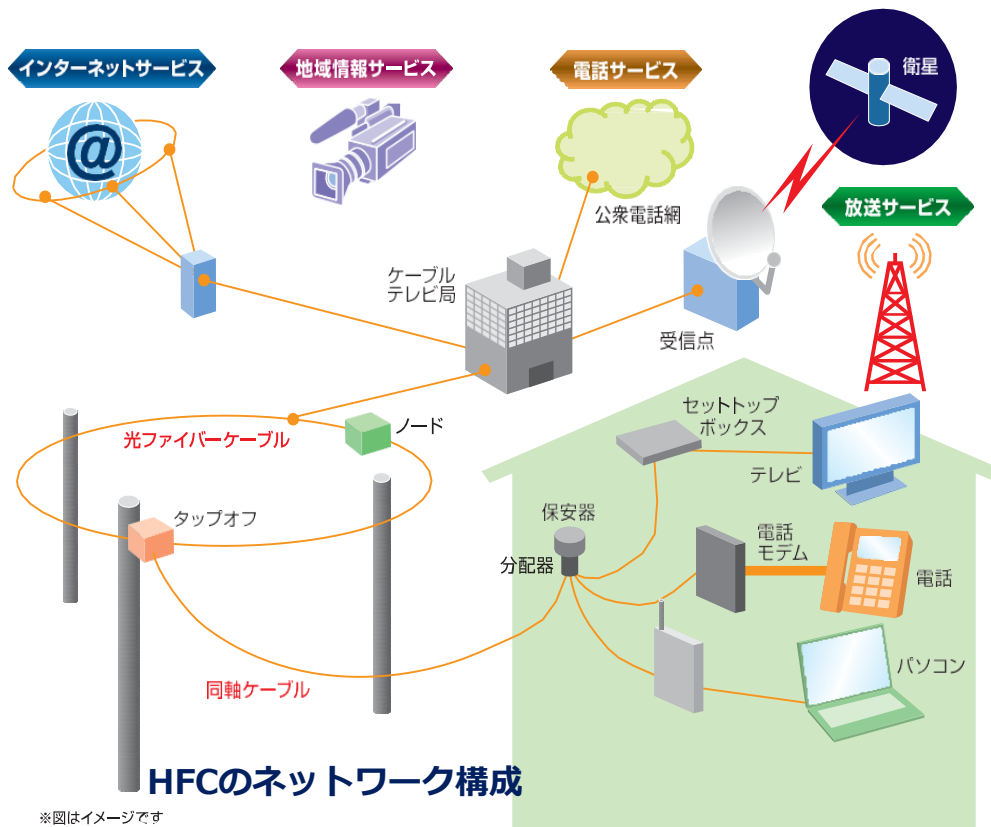
令和6年3月14日  
(一社) 日本ケーブルテレビ連盟

# ケーブルテレビとは

- ケーブルテレビは、1955年、群馬県伊香保温泉における**地上放送の難視聴対策**として誕生。
- 光ファイバーや同軸ケーブルを敷設し、**地上放送や衛星放送の再放送**を行っているほか自主制作のコミュニティ放送、インターネットの**ブロードバンドサービス**を提供。
- また、中高層の建築物や鉄道施設等による**電波受信障害対策**もケーブルテレビが対応。

## ケーブルテレビの歴史

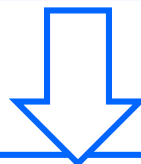
1953年	地上テレビ放送開始
1955年	<b>群馬県伊香保温泉で初のケーブルテレビ誕生</b>
1972年	有線テレビジョン放送法制定
1980年	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟設立
1987年	初の都市型ケーブルテレビ開局 (多摩ケーブルネットワーク (株) )
1996年	<b>ケーブルインターネット開始</b>
1997年	電話サービス開始
2005年	ケーブルテレビ発祥50周年
2014年	4K試験放送開始/ケーブルスマホ (MVNO) サービス開始
2015年	デジアナ変換サービス終了/「ケーブル4K」実用放送開始
2017年	「ケーブルIDプラットフォーム」運用開始
2018年	<b>「新4K8K衛星放送」再放送開始</b>
2020年	ローカル5G/地域BWAの業界統一コア運用開始
2021年	「2030ケーブルビジョン」公表



# 2030年代の情報インフラの姿

## 2030年代の情報インフラの姿

- 光ブロードバンドが国民全体にいきわたる時代
- 5G、Beyond 5G等のモバイルブロードバンドを支える基盤としても必要不可欠な光通信インフラを提供
- 大都市だけでなく地域全体で様々な通信サービスを同様な条件で利用可能に



## 実現すべき環境

- 地域課題解決のため、地域の住民、企業が様々な通信サービスを選択し、組み合わせることでソリューションを提案できる環境
- 通信・放送・モバイル等様々なサービスを多様な事業者が提供し、利用者が利用条件にあわせ選択できる環境

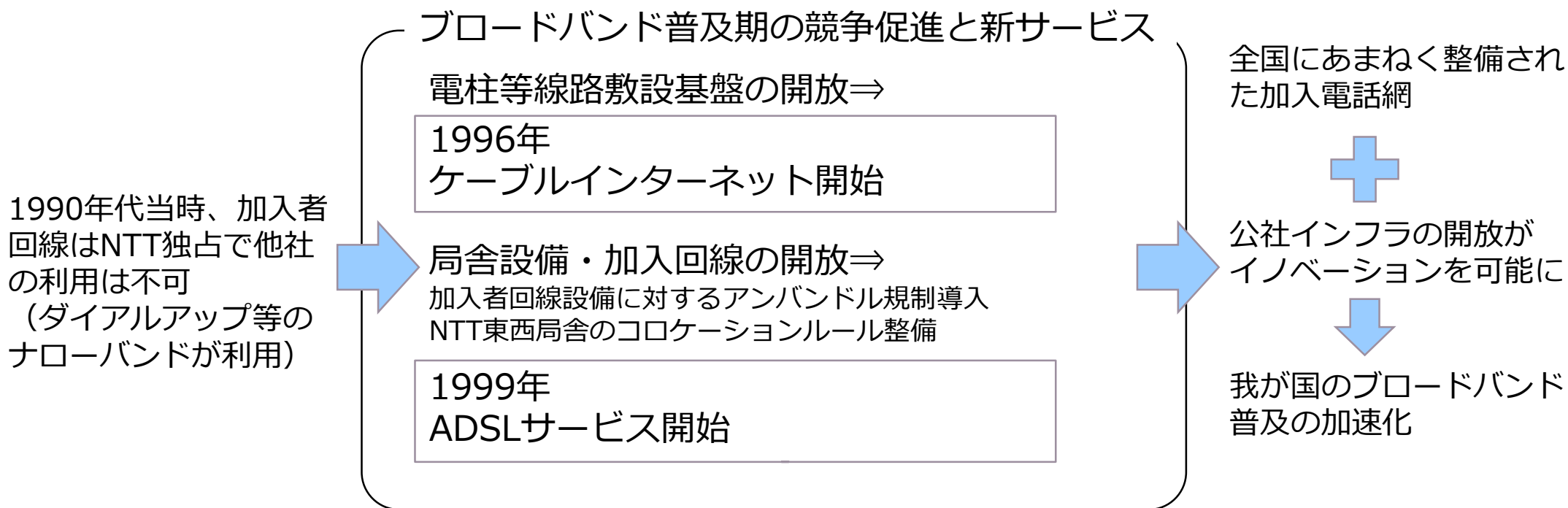
地域事業者も含めた  
公正競争の一層の進展



独占的事業者、独占時代の財産を承継した事業者の活動を適切に制限しない場合、独占企業による他社の排除が可能に

# 競争によるイノベーション

- ケーブルテレビ事業者は我が国のブロードバンドサービスにおいて先駆的役割を果たしてきており、平成8年（1996年）にケーブルインターネットを開始し、全国に先駆けて商用ブロードバンドサービスを提供。他事業者においても、1999年にADSLが開始され、2001年ごろからFTTHが提供。
- 我が国の情報インフラの将来を検討する場合、これまでケーブルテレビ等が競争環境の中で果たしてきたようなイノベーションにおける先駆的役割が、将来においてどう実現するかも含め検討することが必要。



将来においても公社インフラ開放・独占排除によるイノベーションの素地の確保が必要

# (参考) NTTの固定回線における独占的地位

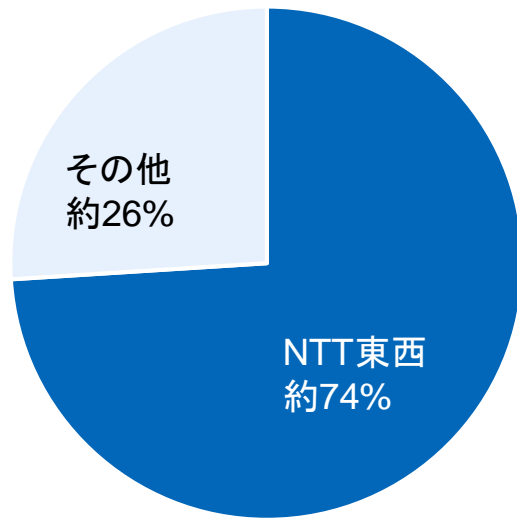
## 光回線における独占的シェア

NTTは74%の固定通信の回線数シェアを保有（2023年3月末現在）  
電力、NTTで国内の電柱をほぼ全て保有

## 独占時代の資金で整備した電柱等の資産を承継

- NTTは設備設置負担金で整備された電柱等の線路敷設基盤を承継
- 独占時代に整備された資産は各社で公平に利用されるべき（現在も国がNTTの株式保有の形で公的な役割を課している）

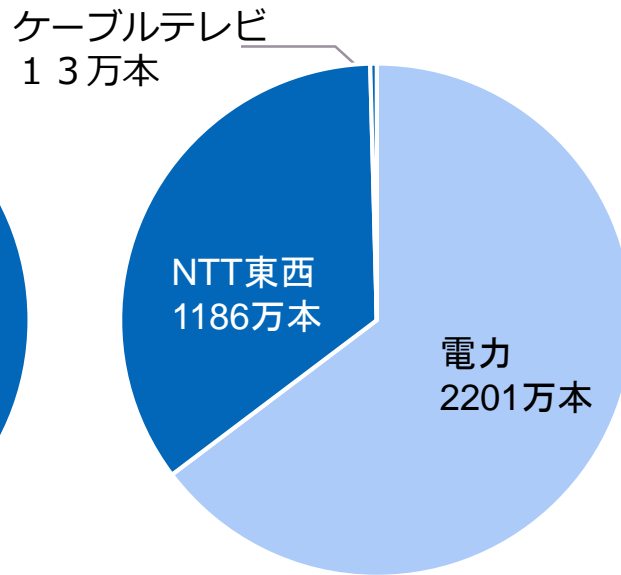
国内光回線数シェア



合計：2,903万回線

※ 総務省「令和4年度末における固定端末伝送路設備の設置状況」

国内電柱数



電力：送配電網協議会調べ

NTT：NTT HP

<https://group.ntt.jp/environment/whatdoing/recycling01.html>

ケーブル：日本ケーブルテレビ連盟調べ

NTT法廃止・改正による  
NTTの再々編

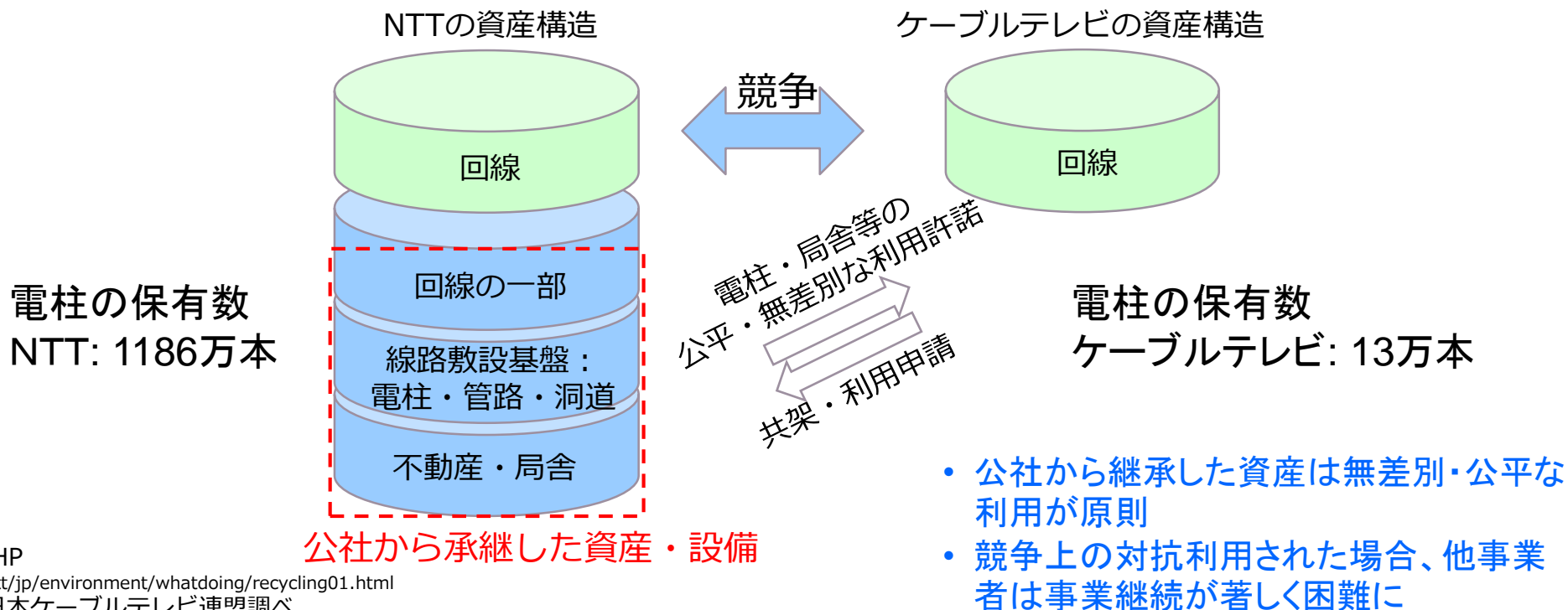


NTTによる市場支配の強化

- NTT分離・分割見直しにより、競合他社の線路敷設基盤・回線の利用等が不透明化する懸念
- NTTが競合他社に電柱、回線の提供を恣意的に拒んだ場合、競合他社の事業継続は困難に

# 独占時代の資産の競争目的利用

- 線路敷設基盤（電柱・とう道・管路）は設備設置負担金で整備された独占的な資産
  - 線路敷設基盤は電電公社で独占が認められていた時代（他社の参入が禁止されていた時代）に全国あまねく整備、NTTに承継（現在も国がNTTの株式を保有することで全国あまねく整備の役割・公正利用を課し続けている）
  - 線路設備の敷設には道路占用許可等様々な障壁があり、事実上先行整備された電柱や管路等が独占的地位の継続となり続ける。（新規参入は困難な状況）
- ⇒各企業で公平に利用される環境が確保されないと、他社が競争上圧倒的に不利に  
 ⇒利用申請の処理は予見可能な方法で、迅速に処理されるべき  
 ⇒契約条件、費用は検証可能な方法で公開されるべき。費用の内部化、NDA等での開示の制限を排除すべき



電柱数  
NTT : NTT HP  
<https://group.ntt.jp/environment/whatdoing/recycling01.html>  
ケーブル : 日本ケーブルテレビ連盟調べ

# 公正競争環境の維持・促進（線路敷設基盤）

～ 地域に不可欠な情報インフラの確保には、  
公正なルールの設定が不可欠！ ～

## 1. 電柱・洞道の貸出しは、無差別・公平・透明に！

### 電柱利用に関するトラブル例

- ケーブルテレビのNTT柱利用において、強度不足等の理由により拒否が多発
- 建て替え柱や新設柱においても他社利用を想定した強度・容量がなく利用拒否される
- 電柱の利用拒否において明確な理由が示されない
- 新設柱の利用について他社への情報開示が遅く、NTTが営業活動を開始した後でなければ、利用申請できない
- 入札案件でNTTとケーブルテレビが競合後、電柱利用審査が厳しくなる
- 電柱添架申請がこれまでの書面からweb受付に切り替わり、不承諾が増加、審査期間が長期化する



**整備計画・審査基準の情報開示、審査期間短縮、  
第三者による監査の制度化が必要**

# 公正競争環境の維持・促進（透明性・公平性の確保）

～ 地域に不可欠な情報インフラの確保には、  
公正なルールの設定が不可欠！ ～

## 2. 卸役務の提供は、無差別・公平・透明に！

### 外部から検証できない取引の拡大

- 地域の公共ネットワークの入札案件において、NTTの保有するダークファイバ等を借りる形でサービス形成し応札。NTTはこのダークファイバ等の使用料よりも低い価格で応札
- 卸役務を利用したISPサービスが拡大。既に接続によるものより規模が拡大



- 卸役務の提供にはNDA締結が必要で、価格等の条件は非公表  
公平な条件で提供されているか第三者からは検証不可



- **卸役務の価格・条件の透明化、公平・無差別な提供確保が必要**  
**接続と同等レベルで規制・検証が必要:法制度化を**



# 公正競争環境の維持・促進（NTT東西の業務）

～ 地域に不可欠な情報インフラの確保には、  
公正なルールの設定が不可欠！ ～

## 3.市場競争の中で独占時代に整備された資産の使用は制限が必要！

### 線路敷設基盤に基づく光回線提供

- 独占時代にあまねく整備された線路敷設基盤をもとに、NTTは光回線でも圧倒的シェアを保有
- 光回線と他サービスのセット販売で、NTTにしか提供できないパッケージ商品の提供が可能に。これが認められると他社は競争上圧倒的に不利に

（具体例）

- NTTグループ内で「ドコモ光セット割」など携帯電話・FTTHのセット割引が行われており、結果的に「ドコモ光」が国内のFTTHサービスブランド別シェアで最多となっている（MM総研、「ブロードバンド回線事業者の加入件数調査」（2023年3月末時点））
- 集合住宅等に対しては「フレッツ光全戸加入プラン」として「フレッツ光」と「フレッツ・テレビ 建物一括契約プラン」等が同一営業されており「特別価格」として提供されているケースがあり



- 独占時代に整備されたインフラを活用したサービスと他サービスのバンドルは制限されるべき
- 移動体通信事業、ISP事業、放送事業等上位レイヤの事業は完全に分離（子会社等を経由した提供も制限すべき）
- 公正競争の確保に関する検証（グループ企業の優遇、不当な一体営業など）の仕組みも継続して必要

